

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成31年3月20日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800103号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800011号

## 第1 結論

昭和49年8月から昭和50年1月までの請求期間については、国民年金の定額保険料及び付加保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月から昭和50年1月まで

請求期間について、年金事務所からは、請求期間を含む昭和49年8月から昭和50年3月までの保険料を還付しており、還付の理由については、被用者年金に加入したことによる被保険者資格の喪失となっているとの回答を受けた。

当時の国民年金に関する手続や保険料の納付については、亡くなった両親が行っており、私は関与していなかったため、保険料が還付されたか否かは分からない。

しかし、請求期間直後の昭和50年2月からは、事業所に勤務し、厚生年金保険に加入しているものの、その前の請求期間は実家の農業を手伝っていたため、被用者年金に加入するような事情はなく、納付した保険料が還付される理由もないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する国民年金保険料領収書により、昭和49年4月から昭和50年3月までの保険料を納付していたことが確認できるものの、当該期間のうち、昭和50年2月及び同年3月については、厚生年金保険に加入している期間であることから、保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、還付整理簿において、請求者に対する還付金額が1万1,000円と記載されているところ、同金額は、請求期間を含む昭和49年8月から昭和50年3月までの保険料と一致しているとともに、還付請求書の受理年月日、還付の決定年月日及び支払年月日についても明確に記載されている。

一方、上記還付整理簿において、還付事由は、「被用者年金加入による資格喪失」と記載されており、オンライン記録においても、請求者は、請求期間において国民年金の被保険者となっていない。しかし、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、請求期間後の昭和50年2月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このほかに、請求者が請求期間において被用者年金に加入していたとする事情も見当たらないことから、請求期間については、国民年金の被保険者となる期間であり、当該期間に係る保険料を還付すべき合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の請求期間については、保険料を納付した期間に訂正することが必要である。